

神戸市民生協とは

営利を目的としない生活協同組合として昭和30年に設立され、現在は約21万人の方にご加入いただいています。協同互助の精神に基づき、組合員の安全・安心な暮らしを支えています。

お申込み条件

兵庫県内に「お住まい」か「お勤め」の方

★まだ組合員でない方は、初回掛金とともに1口50円の出資で

組合員になっていただきます。

★契約者が組合員の資格の範囲外となったときは、契約は終了し、組合を脱退していただくことになります。

割引施設について

組合員になると、特典として神戸市民生協提携の割引施設がご利用いただけます。ご利用される際、組合員証のご提示で組合員及び同伴者が割引料金となります(割引施設により同伴者数が異なります)。詳しくは当組合までお問い合わせいただくか、ホームページ(<https://www.kccs.or.jp/>)をご覧ください。

お問い合わせ先

代理店

神戸市民生協

住所：〒650-0032
神戸市中央区伊藤町111番地
神戸商工中金ビル5階
TEL：0120-81-9431
(受付時間：平日9:00～17:30)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 関西公務金融部神戸公務金融課

住所：〒650-0024
神戸市中央区海岸通7番
第2神港ビル
TEL：078-333-7241
(受付時間：平日9:00～17:00)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

ご加入いただく前に保険商品をご希望に合致した内容になっていることを再度ご確認ください。加入申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に記載の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。この保険は神戸市民生活協同組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として神戸市民生活協同組合が有します。

※過去の契約歴ならびに共済金請求歴などにより契約をお引き受けできない場合があります。

加入方法：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

・新規ご加入の方は、「加入申込書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、神戸市民生協へご提出ください。

クレジットカードでもお支払いいただけます!

詳しくは、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

傷害補償

団体総合生活保険

年齢制限や告知はありません!

月々わずか**680円**で
備えませんか?



申込受付期間 2021年6月21日～2022年6月20日

ケガによる
1日以上入院、通院をした際に
一時金5,000円～!

加入申込書は中面にあります ▶



暮らしの安全と安心を見守る青い鳥

神戸市民生協

神戸市民生活協同組合 (兵庫県知事認可)

〒650-0032
神戸市中央区伊藤町
111番地
神戸商工中金ビル5階



0120-81-9431

●営業時間 9:00～17:30 (土・日曜及び祝日休業)

URL <https://www.kccs.or.jp/> MAIL kyosai@kccs.or.jp FAX 078-335-0630



おすすめのポイント

ポイント①

お手頃な保険料

職種級別A

保険料が12.5%割引
団体割引:30% 損害率による割増:25%

Aタイプ 月々 **680円** Bタイプ 月々 **1,350円**

ポイント②

1日目から補償

万が一のケガも、入院・通院とも1日目から補償されます。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「傷害補償について」をご確認ください。

さらにおすすめ 個人賠償責任補償 (団体総合生活保険)

自転車事故やお店で物を壊したなど、まさかのトラブル、
相手様へのご補償には備えられていますか？

あわせて、個人賠償責任補償へのご加入も
ご検討ください！

- 年額保険料**1,550円**から
- ご家族全員が補償対象！
- 安心の示談交渉サービス付(日本国内に限ります)

詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください！



ポイント③

告知不要

ご加入にあたっては、健康状態に関する告知は不要です。

ポイント⑤

無料相談サービス付

メディカルアシスト

- ①緊急医療相談**
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。
- ②医療機関案内**
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。
- ③予約制専門医相談 *1**
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
- ④がん専用相談窓口**
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。
- ⑤転院・患者移送手配 *2**
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

介護アシスト

- 電話介護相談
・ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
- インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp
- 各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
- *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます
- *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

ポイント④

年齢制限なし

すべての年齢の方がご加入いただけます。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

デイリーサポート

- 法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス]
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください 各サービス共通

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

補償内容と保険金額

ご加入タイプ

保険料が12.5%割引
団体割引:30%
 損害率による割増:25%

月払保険料

Aタイプ 680円
 Bタイプ 1,350円

補償内容		保険金額	
傷害一時金	1日以上 5日未満	治療給付金 (一律) 重複しては支払われません	5,000円
	5日以上	入通院給付金 (部位・症状に応じて倍額払)	2万円～20万円
死亡・後遺障害(第1級～第14級)		3万円～75万円	6万円～150万円

【保険期間:1年間、職種別*1:A】

*1保険料は保険の対象となる方の職種別によって異なります。上記保険料は職種別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種別B以外)の方を対象としたものです。職種別B(自動車運転者、建設作業員、農林業従事者、漁業従事者、採鉱・採石従事者、木・竹・草・つる製品製造従事者)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【補償内容について】

治療給付金 事故の発生日から180日以内に、1日以上5日未満の通院・入院をした際に、一時金をお支払いする補償です。

入通院給付金 事故の発生日から180日以内に、5日以上入通院をした際は、部位と症状に応じて定めた保険金をお支払いします。

【保険の対象となる方】**〈被保険者ご本人〉のみが対象**です。

お支払い方法



部位と症状に応じて定めた保険金をお支払いします。

〈部位と症状に応じた支払例〉～Aタイプ(月々680円)の場合～

ケガの箇所と症状	保険金額
①骨折・脱臼(手指・足指・歯を除く)	6万円
②神経損傷・神経断裂(手指・足指・歯を除く部位)	6万円
③上肢・下肢(手指・足指を除く)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	6万円
④上肢・下肢(手指・足指を除く)の欠損・切断	10万円
⑤眼球の内出血・血腫・破裂	10万円
⑥脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内出血(頭蓋内出血を含みます。)	20万円
⑦頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷	20万円
その他	2万円

※通院または入院が5日以上になった場合は、傷害一時金払入通院給付金の1倍～10倍の保険金を支払います。

お支払い例

～Aタイプ(月々680円の場合)～

入通院が
1日以上5日未満の場合

例 治療給付金
階段から落ちて、手にすり傷を負った。
1日通院した場合

お支払い額は 一律 5,000円

入通院が
5日以上の場合

例 入通院給付金
自転車で走行中に転倒して、左足を骨折。
5日以上入院した場合

お支払い額は 60,000円*

*部位・症状に応じた額となります。



傷害補償について

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険期間

令和3年9月1日午後4時から令和4年9月1日午後4時まで1年間

ご加入タイプと保険料

保険料が12.5%割引
団体割引:30%
 損害率による割増:25%

Aタイプ 月々 680円
 Bタイプ 月々 1,350円
 ご加入口数は1口のみです。

保険料払込方法

- 加入締切日(申込受付) : 毎月20日
- 補償開始日 : 加入締切日の翌々月1日
- 保険料払込方法(月払) : 補償開始日の前月より毎月27日にご指定の口座より引落とします。

保険の対象となる方(本人型)

「被保険者本人(※1)のみ」となります。

〈範囲〉 (※1)加入依頼書等の「被保険者氏名欄」に記載された方をいいます。
 神戸市民生活協同組合の組合員と、そのご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および組合員と同居の親族)を設定いただけます。

【保険の対象となる方(本人型)】についてにおける用語の解説】

- (1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。))にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。
 - 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 - 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額全部) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
傷害一時金払保険金特約	傷害一時金払治療給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます)し、その治療日数*1が1日以上5日未満となった場合には保険金をお支払いします。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
	傷害一時金払入通院給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます)し、その治療日数*1が5日以上となった場合、傷害一時金払入通院給付金額に下記の倍率を乗じた金額をお支払いします。 《お支払する保険金の額(倍率)》 ア.下記イ～エのいずれかにも該当しないケガ:1倍 イ.手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂や手指・足指を除く上肢・下肢の腱・筋・靭帯の損傷・断裂3倍 ウ.手指・足指を除く上肢・下肢の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂5倍 エ.脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内出血(頭蓋内出血を含む)、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷:10倍 ※同一事故により被ったケガが、アからエまでの複数に該当する場合には、最も高い額のみお支払いします。 *1 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*2を常時装着した時は、その装着日数を含みます。 *2 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB プレースおよび三内式シーネをいいます。	・外科学的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競走選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

このパンフレットは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)